

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1020042	企業誘致に係る農地転用等規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項、第2項第1号ロ、農地法施行令第1条の10第1項第2項、農地法施行規則第5条の7、第5条の8、平成19年度農地・水・環境保全向上対策の実施要領11	①について 農用地区域内にある農地を農地以外のものにするようとする場合には、市町村農地整備計画を策定(農用地区域からの除外)した上で、都道府県知事の許可(4haを超える場合は農林水産大臣の許可)を受けなければならない。 ②について 20ha以上の規模の団地の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な農産条件を備えている農地(第1種農地)については原則転用不可。ただし、以下に係る転用にあっては例外的に許可 ・地域の農業の振興に資する施設(農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等) ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等 ③について 農地・水・環境保全向上対策は、保全の対象とする農産農用地の面積を支払交付金の算定の対象としており、対象とする農産農用地が転用された場合、転用面積分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。	農業振興地域整備計画変更手続きの簡素化 農地法第5条の農地転用許可要件の緩和 農地転用に伴う農地・水・環境保全向上対策事業交付金返還免除	①想定する経済的社会的効果→企業誘致による雇用拡大、1社当たり2~30人。 ②地域の特性・本市は山部部に位置し、土地の約9%を山林が占めている。山林も産林業で農産物/山を筆頭に600~1000m級の山が並び容易に開発できるものではなく、平地の大部分は農地が占めているといった地勢があります。さらに、県の(第一)体改革により財政力の弱い本市において交付金の減額、少子高齢化による地域基盤の脆弱化により非常に厳しい状況に置かれておりです。この状況を打開するために、積極的に企業誘致を進めております。 ③転用面積に係る農地・水・環境保全向上対策事業の交付金の返還を免除するという案について 農地・水・環境保全向上対策は、将来にわたり農地・農業用水等の資源の保全を図ることを目的に、5年以上の協定を締結し、活動中の期間において交付金を交付するものである。協定期間中に転用された場合は、交付の要件である5年以上の保全ができません。転用された農産農用地に相当する交付金を協定認定年度に遡って返還対象とすれば、国民の理解が得られない。このため、提案を認めることは困難である。	C	-					1 0 4 2 0 1 0			1 0 5 5 1 0 0	美父市	28 兵庫県	農林水産省
1020050	千葉県柏市における農地の転用の自由化	農地法第4条第2項第1号ロ、農地法施行令第1条の10第1項第2号、農地法施行規則第5条の2	・農地を農地以外のものしようとする場合は、都道府県知事の許可(4haを超える場合は農林水産大臣の許可)を受けなければならない。 ・20ha以上の規模の団地の農地、土地改良事業等の対象となった農地等優良農地(第1種農地)については原則転用不可。ただし、以下の施設については例外的に許可 ・地域の農業の振興に資する施設(農業用施設、農産物加工・販売施設、都市農村交流施設、等) ・市街地に設置することが困難又は不適当な施設 ・隣接する土地と同一の事業の目的に供する場合 ・公共性が高いと認められる事業 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設 等	農地の転用には農地法に基づき農林水産大臣・都道府県知事・農業委員会等の許可が必要である。その一部を農産物の制限付(所有面積の10分1等)自由化することで新しいビジネスモデルの誕生を促す。	生産だけでなく流通・販売と一貫経営を行ったり、観光農園を営む農家がが増えてきている。農地の規制が断念ビジネスを妨げている。 農地の転用許可は生産性の高い優良農地と一般的な農地が混在している状況だが、そういった農地を一般消費と兼用できるべきではない。 首都圏からも日帰り可能な地域、千葉県柏市において観光施設等を併設した農地を増やすことで、生産と消費の接点を増やし、農業への興味・関心をより多くの人が持つてもらえるようにする。	D	-	農地に併設した観光施設等の都市と農村の交流に資する施設については、他法令の許認可が得られる等事業実施の確実性及び被害防除措置の妥当性が認められる場合は、優良農地(第1種農地)であっても転用が許可されることから、提案の趣旨を実現できる。		D	-			1 0 5 5 1 0 0	(株)パソナ シャドーキャ ピネット	14 神奈川県	農林水産省	
1020060	千葉県柏市における農地の売買・貸し借りの自由化	農地法第3条第1項	農地の売買や貸し借りが可能な状態を、一般の不動産の仲介によつての売買・貸し借りを可能にする。新規就業者の増加・農業を含めた新しい働き方の増加を目指す。	農業委員会または県知事の許可無く農地の売買・貸し借りが可能な状態を、一般の不動産の仲介によつての売買・貸し借りを可能にする。新規就業者の増加・農業を含めた新しい働き方の増加を目指す。 全国に発展をしていきたいが、先ずは首都圏在住の人が日帰りで農業が出来る。千葉県に定住したい人が、意欲のある人が元手が無くても農業に参入できる仕組みを作ることが目的である。	本条項の目的は農地の売買・貸し借りを許可制にすることで、確実に農業生産を出来る人・法人による農地の活用を目的としている。しかし、農業委員会の許可基準として①取得したすべての農地を耕作すること②農作業に常時従事すること③農地の合計50a(北海道は2a)以上であること④効率的に耕作すること、とハードルの高い内容となっている。 耕作放棄地が増加する等、一般の不動産屋の仲介による農地の売買・貸し借りが可能にする。新規就業者の増加・農業を含めた新しい働き方の増加を目指す。 全国に発展をしていきたいが、先ずは首都圏在住の人が日帰りで農業が出来る。千葉県に定住したい人が、意欲のある人が元手が無くても農業に参入できる仕組みを作ることが目的である。	C	-	農地法第3条においては、取得地すべてを耕作し、農作業に常時従事することを許可の要件としている。これは、農地は国民の食料供給の基盤であり、かつ限りある貴重な資源であること等を踏まえ、耕作目的以外の農地の権利取得を規制し、農業を効率的に利用する耕作者が農地の権利を取得できるように、設けられているものであり、許可を不要とすることは認められない。		C	-			1 0 5 5 1 1 0	(株)パソナ シャドーキャ ピネット	14 神奈川県	農林水産省	
1020070	農業振興地域整備に関する特区	農業振興地域の整備に関する法律第6条第2項、第10条第3項、農業振興地域の整備に関する法律施行令第5条、農用地等の確保等に関する基本指針第2の(1)	・農業振興地域を指定するためには、その指定しようとする地域内に農地法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ha以上(都市計画法の市街地調整区域や農業上の条件の不利な地域を含む場合はおおむね100ha以上)あることが必要である。 なお、農業振興地域の指定は、 ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合、 イ 農業生産及び農産物の集出荷等に必要施設の設置及び管理運営等が一体的に行われている場合又は行われることが適当である場合、 ロ 隣接した以上の市町村の区域にわたるものであって、 ハ 農業振興地域として指定することが可能。 ・優良農地については、農用地域に指定することとなり、その要件は、次とあり。 ア 団地の農用地(20ha以上) イ 農業生産基盤整備事業の対象地 ウ 農道、用排水路等の土地改良施設の用地 エ 農用地施設(2ha以上又は①、②に隣接するもの) オ 地域の特性に即した農業振興を図るために必要な土地	農業振興地域の整備に関する法律において、農業振興地域を設定する面積基準(大阪府の場合おおむね100ha以上)や「優良農地を判断する上での面積基準(20haを緩和し、遊休農地の発生防止、農地の有効利用を促進する観点から、小規模農地を含めた地域の実情に応じて弾力的に対応できる制度とする。	(想定される事業) ○名称:「農業振興地域整備に関する特区」における農のある環境づくり支援(仮称) ○内容:農業環境の改善や地産地消について農業が主として認定した地域協定等を市町村長が認定することにより、認定された地域を市町村長が農業振興を図る特別な地域として定め、地域ニーズに応じた基盤整備を図る。 ○効果:産地意識が高く、将来にわたって活用がなされる地域に対して、総合的な農業振興を図ること。農地が都市に囲まれた環境の保全と活用を促進し、耕作に寄与する。 ○規制の必要性、地域の特性・基盤 ○現行の優良農地の面積基準は、生産性の観点から設定されており、市街地の進んだ地域における農業経営の実情や農地の多面的機能について考慮されたものではない。このため、地域ごとの実情を反映し、土地利用を図る必要がある。 (経済的社会的効果) ○市街地調整区域における農業振興地域以外の農地に対しては、これまで農業投資がなされてこなかったため、農業条件が悪化してきているのが現状。一方、これらの地域では産地意識の高い農業者が存在し、また、地域住民にとっても安全で新鮮な農産物の供給の場であるだけでなく、良好な環境を提供するなど様々な役割を果たしている。このため、これらの地域の農業振興を図る必要がある。	D	-	ア 農業生産基盤整備事業が一体的に実施されている場合又は実施されることが予定されている場合又は行われることが適当である場合は、農地法が農地法第10条第3項各号に規定する土地の合計面積がおおむね200ha以上(都市計画法の市街地調整区域や農業上の条件の不利な地域を含む場合はおおむね100ha以上)あることが必要である。 また、優良農地については、面積が20haに満たない場合でも、農用地域に指定することが可能である。		D	-			1 0 7 9 1 1 0	大阪府農業法人協会	27 大阪府	農林水産省	
1020080	農地転用に係る国の関与の排除	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものとするため所轄等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下、農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	農地転用は原則転用許可としながら、4ha超の農地転用は農林水産大臣の許可とし、2ha~4haの農地転用は農林水産大臣に協議しなければならない。 農地転用規制は、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されるが、対象面積で許可基準を区分すること。この要請を満たすに当たり合理的には考えられない。農業振興地域内での農地転用は原則不可とするなど、転用基準を法定化されており、許可者によって運用が左右されることはあり得ず、また、総合規制改革会議の指針は、一部の不適切事項をもって地方行政全体を傾向づけるもので、適切な指摘は考えられない。 転用規制が厳格に運用されないことは、単に地方行政の責に帰するのではなく、国や農業者の過ぎに国が基礎自治体の主体性を阻害することも一因であり、地域により身近な自治体が自ら業務として地域の実情に即した転用規制の運用を図ることが、責任の所在も明確となり、優良農地の確保につながるかと考える。	【実施内容】 現場に近く地域の実情に精通する基礎自治体は、市町村合併により規模・能力が拡大しており、許可権者として役割を担うにふさわしいと考え、県の許可権の基礎自治体への移譲を行う。 農地転用に係る権限を住民に身近な基礎自治体に一元化することにより、迅速な対応などが可能となり、長年サービスの向上につながる。 【提案理由】 農地転用規制は、法定化された基準に基づく公平かつ厳格な運用と透明性の確保を要請されるが、対象面積で許可基準を区分すること。この要請を満たすに当たり合理的には考えられない。農業振興地域内での農地転用は原則不可とするなど、転用基準を法定化されており、許可者によって運用が左右されることはあり得ず、また、総合規制改革会議の指針は、一部の不適切事項をもって地方行政全体を傾向づけるもので、適切な指摘は考えられない。 転用規制が厳格に運用されないことは、単に地方行政の責に帰するのではなく、国や農業者の過ぎに国が基礎自治体の主体性を阻害することも一因であり、地域により身近な自治体が自ら業務として地域の実情に即した転用規制の運用を図ることが、責任の所在も明確となり、優良農地の確保につながるかと考える。	C	-	農地転用面積が大きく、審査に広域的、客観的視点が必要としても、市町村合併による基礎自治体の広域化や能力向上を考えると、基礎自治体が国に代わり権限を担うことは可能である。 利害関係の調整が複雑になれば、地域の実情に精通する基礎自治体の果たす役割は一層重要となる。 農地転用は原則転用許可とするなど、転用基準を法定化され、許可権者も地方行政全体を傾向づけるものであり、適切な指摘とは考えない。 なお、大臣許可権限に係る面積を4ha以上としている根拠を明確にされた。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。		C	-			1 0 8 2 0 1 0	広島県	34 広島県	農林水産省
1020090	農業委員会等の必要規制の廃止	農業委員会等に関する法律第3条、農業委員会等に関する法律施行令第2条	農業委員会は、原則として、市町村に設置とする。ただし、農地面積が一定の基準(北海道800ha、都府県200ha)を超えない市町村では農業委員会を置かないことが可能である。	基礎自治体が地域の実情に応じて農業委員会の役割及び設置の必要性の検証を行い、設置の是非を自ら判断できるように、農業委員会等の必要規制を廃止すること。	【実施内容】 農業委員会の必要規制を廃止することにより、基礎自治体は、地域の実情に応じて、自らの判断によって農業委員会の設置が必要か否か決定できる。 【提案理由】 農業委員会交付金(税源移譲)の減少となり、市町村へ一般財源化されている中、地域の実情に精通する基礎自治体が、自主的かつ自己完結的な行政サービスを行う体制づくりが必要である。農業委員でなければ地域農業の調整活動ができないことは無く、地産物と同様に基礎自治体職員が地域農業に対して行政サービスを行うことは十分可能である。	C	-	農地転用面積が大きく、審査に広域的、客観的視点が必要としても、市町村合併による基礎自治体の広域化や能力向上を考えると、基礎自治体が国に代わり権限を担うことは可能である。 利害関係の調整が複雑になれば、地域の実情に精通する基礎自治体の果たす役割は一層重要となる。 農地転用は原則転用許可とするなど、転用基準を法定化され、許可権者も地方行政全体を傾向づけるものであり、適切な指摘とは考えない。 なお、大臣許可権限に係る面積を4ha以上としている根拠を明確にされた。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。		C	-			1 0 2 1 4 0	広島県	34 広島県	農林水産省

Table with columns: Management Code, Item Name, Legal Basis, Current Status, Requested Measures, Implementation Content, Priority/Category, Review Content, Response, Re-examination Request, Stakeholder Opinions, Review Results, Project Name, Submission No., Applicant, Prefecture, and Agency. Rows include items like '1020100 農地転用許可の農業会議への諮問の廃止', '1020110 農業経営地域の育成に関する事業の基礎的施設', '1020120 農業振興地域の整備', '1020130 農地転用申請に係る添付書類の簡略化', and '1020150 成田空港周辺地域緑地帯における農地転用の可能性'.

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁	
1020160	日光那須塩原公園有休・空交通道の構築のための国有林の貸付け	国有財産法第18条第6項	政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その用途又は収益を許可することができる。(国有財産法第18条第6項)	観光施設の老朽化、地域金融事情等により衰退の一途をたどる鬼怒川地域において、日光国立公園の区域を含む日光～鬼怒川～那須塩原間を結ぶ空交通道を構築するための、国有林の貸付け。	栃木県北の日光、鬼怒川、川治エリアまたは那須、塩原エリアに向かう観光客は現在、電車、バスの公共交通機関を利用した片道観光の往復客であり、ピーク時ではそれぞれ年間数万人の観光客が訪れていたが、近年急激な減少の一途を辿っている。これは日本の魅力が乏しい為であるが、第一の原因は観光スポットに対して自由度の高い交通手段が乏しいこと、第二に観光に対する新鮮なアイデアに乏しいことが問題となっている。 こうしたことから、日光市塩玉地区(東北鬼怒川緑新藤原駅最寄)から高麗山南側を經由し那須塩原市関谷地区(金津東側通沿い)間の日光国立公園の区域を含む全長約18.2kmの観光交通手段として復線ロープウェイを構築する。これにより日光、鬼怒川、川治エリアや那須、塩原エリアを往復直進で結ぶことが出来、観光の自由度をあげることも可能である。また途中に中間駅(土上平牧牧場、八方ヶ原等)を設けることで栃木県北地域の特色である自然(レンゲツツジ等)と触れ合えることができる。上空からの春夏秋冬の移り変わる自然を鑑賞することで栃木県北の観光を魅力あるものにする切り札となり得る。しかしながら、日光～那須塩原間は大部分が国有林域になるため、地域活性のために国有林の貸与を求めるものである。	D	現行制度上、既に国有林野の貸付制度があり、ロープウェイ用の敷地としての貸付けを含め、多数の森林レクリエーション事業用地としての貸付けが行われている。	国有林野の貸付許可に当たっての審査事項 (1)申請者の経歴 (2)利用計画及び資金計画が妥当であり、十分実現性を有していること (今他の事例については、自然公園法第十三条第3項の許可、鉄道事業法第三十二条第3項の許可等を行っていることが提案となる。) (3)用地が必要最小限度で代替地がないこと (4)国有林野の管理経営上の支障の有無など								個人	9 栃木県	農林水産省 環境省	
1020170	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について	(1) 国庫補助事業により整備される漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律(以下「適法化法」という。)第22条の規定により、各府省庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。 (2) 漁港法第3条で列記されている漁港施設とは、同法第2条で定義されている「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」としての「漁港」の基本施設及び機能施設である(直販所は同条に定められていない。)	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港整備法第3条中の各種漁港施設に直販所を設ける。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、各府省庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。	補助用地について漁協などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産業の振興が図れる。 提案理由: 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい新、新たな支出は困難(大臣官房経理課長通知H16.9.7)。 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から進捗再開施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を確保必要があることから現時点において将来漁港施設用地を整備を行わないとの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。(漁港整備部課長通知 H13.10.1) 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	C	漁業協同組合による直販所は、漁業活動の振興地及び漁港の環境を保全する等の機能に直轄運送する施設ではないことから、「漁港施設」として位置付けることは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。								兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省	
1020171	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について	(1) 国庫補助事業により整備される漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律(以下「適法化法」という。)第22条の規定により、各府省庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。 (2) 漁港法第3条で列記されている漁港施設とは、同法第2条で定義されている「天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体」としての「漁港」の基本施設及び機能施設である(直販所は同条に定められていない。)	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。 漁港整備法第3条中の各種漁港施設に直販所を設ける。 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、各府省庁の長の承認を受けずに、その交付の目的に反して使用してはならない。	補助用地について漁協などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから産業の振興が図れる。 提案理由: 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい新、新たな支出は困難(大臣官房経理課長通知H16.9.7) 補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から進捗再開施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22) 補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能となるが、将来漁協合併による市場統合などによる補助用地整備の可能性を確保必要があることから現時点において将来漁港施設用地を整備を行わないとの決定を下すことは困難なため、この通知を活用することは難しい。(漁港整備部課長通知 H13.10.1) 漁村再生交付金事業を活用する場合は直販所などの利用が可能となるが、直販所整備の事業主体が市町に限られることから漁協の利益に係る施設を市町が整備することは困難なため、この事業を活用することは難しい。	D	しかしながら、補助事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき財産処分等の承認申請を行い、やむを得ない判断されるものについては、補助金返還等の条件を付して目的外使用等を承認することとして、提案の趣旨は実現可能である。また、補助用地と単独用地を交換することによって単独用地に直販所を設置することも可能である。 さらに、用地整備が完了したものの、供用開始後利用計画どおりの漁港施設の整備が見込まれない補助用地においては、適正化法第22条の財産処分の承認を受け直販所の設置も可能となっている。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。							兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省		
1020180	農地転用許可に係る大臣との事前協議の廃止及び大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる	農地法第4条第1項、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものとするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。 また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	2ha超4ha以下の農地転用の際の国への事前協議を廃止するとともに、大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。	農地転用の許可事務は、全国的な許可基準によって法令化、運用されており、県の自治事務として厳格に取扱い、運用はできると考える。優良農地対策は、国土開拓にも重要な事項であり、責任を持って判断を行っている。対象面積で許可農地を区分することに合理的な基準はないと考えるが、4haは排水処理の単位となる一団の農地(平均的な農区)、8ha(2農区)であっても周辺農地と考える影響等については、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことはできると考える。	C	農地転用許可の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。農地転用許可事務については、農地転用許可の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹にかかわるものである。農地転用許可事務については、法令化等全国的な許可基準に基づき、客観的に公平かつ厳格な運用を行っていることである。農地転用の許可事務が、地方行政に委ねられることにより、厳格な運用がなされていないとする総合規制改革会議の指摘は、適切でない。また、対象面積で許可農地を区分する合理的な基準はないと考える。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。							兵庫県	28 兵庫県	農林水産省		
1020190	深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	植物防疫法 家畜伝染病予防法	植物防疫法第8条第2項より、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の准又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第38条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CI0)を行う運用を求めもの。	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早期貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客等と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早期時間帯に飛来する場合には、ブースに至る乗降金に於いて冷房券・照明券を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終了しに状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めたものではない。また、このような運用は、これらの機体の乗降時のみ必要となるため、中部国際空港におけるCI0職員の見直しを前提とするものでも必ずしもない。	D	動物検疫検査カウンター(1)の配置の見直し等に関しては、出入国手続施設の設置にあわせて現状にあった改善案について検討する用意がある。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。								中部国際空港 アズア ゲートウェイ 特区	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
1020200	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「国内・内陸乗継など時間的制約のある」搭乗客に対する「専用手続レーン」の設置	植物防疫法 家畜伝染病予防法	植物防疫法第8条第2項より、植物や輸入禁止品を輸入する場合には、同法第6条第3項の准又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で検査を受けることとされている。 家畜伝染病予防法第40条第3項により、指定検疫物を輸入した場合には、動物検疫所または同法第38条の規定により指定された港又は飛行場内の家畜防疫官が指定された場所にて検査を受けることとされている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある搭乗客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めもの。	・本提案は、国際空港として多様化する搭乗客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客等に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある搭乗客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際競争力が高まり、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上し、さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継搭乗客は、それ以外の搭乗客等と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、(1)ビジネス目的、あるいは企業に雇われる必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えたいと強く望んでいる。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バコク空港(タイ)、クアラルンプール空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、A B T C (A P E C ビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港へ入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、搭乗に一定の条件がある。交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 (その他) ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めたものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の見直しを前提とするものでも必ずしもない。	D	動物検疫検査カウンター(1)の配置の見直し等に関しては、専用レーンの設置にあわせて、現状にあった改善案について検討する用意がある。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。									中部国際空港 アズア ゲートウェイ 特区	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
1020260	産地品種銘柄設定の緩和	農産物検査法第11条第1項 農産物規格規程第1の2の(2) 国内産農産物銘柄設定等申請費額第4及び第9	産地品種銘柄の設定については要望がある場合、1 地方農政事務所長が、再興・農産物検査の多様なニーズに対応し、作物標準、品質改善等産地としてまとめた取組が行われているものであって、①銘柄の設定が可能か、②農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能か、③原則として、都道府県において奨励品種であるか等について、当該都道府県における関係者（都道府県、生産者、実業者等）の意見を聞いた上で、必要があると認められる場合に、農林水産大臣に申請する。②その申請により、銘柄の設定が必要と認められる場合、農林水産大臣は、告示により、産地品種銘柄を設定する。	市が産地として推奨している少量生産米でも、産地品種銘柄として設定する。	酒田市では庄内バイオ研修センターを設置し、品種改良により「酒田女鶴」という米を開発（品種登録：酒田市）し、地域特産品として全国に流通・販売し、地域農業の活性化および消費者の多様なニーズに対応することを旨としている。しかし現在、産地品種銘柄に設定されない為、包装に「酒田女鶴」と表示して流通ができない。 産地品種銘柄の設定は、平成16年の全国規模での規制改革要望への対応方針により、「設定が容易になされるよう、直接農政事務所が新規設定の申請を受けた上、有識者の意見を聴いて銘柄設定する仕組みを17年度末から導入し、要領を改正する。」とされ、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）に基づき平成16年度に当該措置が講じられている。 こうした中、平成19年度国内産農産物銘柄認定等に係る審査会に「酒田女鶴」を産地品種銘柄に設定するよう申請したが、「酒田女鶴は市場評価がまだ未だであり、産地が酒田県限定（作付面積5ha）だと、山形産米として産地品種銘柄を設定するには時期尚早」とのことと認定を見送られた。 しかし要望第4条3項による認定要件は「原則として当該都道府県において奨励されている品種であること」とあり、市が産地として奨励している品種を認めないことにはなっていない。 酒田市でうまれる米づくりを進めるには、「酒田女鶴」を地域ブランドとして確立することが不可欠である。よって、市が奨励する品種は、少量でも地域の実情に応じて柔軟に産地品種銘柄の設定がなされるよう、産地及び作付面積の認定要件を緩和して欲しい。	E		「国内産農産物銘柄設定等申請費額」においては、商品としての取引量は重要であるものの、地域の実情に応じて柔軟に産地品種銘柄を設定することは可能としている。そのため、作付面積等の具体的な基準は設けておらず、都道府県の奨励品種であるかどうかについて絶対的な要件は設けていない。 具体的な設定に当たっては、銘柄が流通上の区分であることに鑑み、都道府県における関係者等の意見を踏まえ、地域の実情に応じて、その適否が判断されることとなる。	地域の実情に応じ、柔軟に産地品種銘柄を設定することを可能としているのならば、酒田市で生産を推進している「酒田女鶴」も、産地品種銘柄として認定していただければありがたい。 また、少量生産米についての具体的な認定基準を、明確化していただければありがたい。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	C				1 1 8 2 0 2 0	酒田市、酒田女鶴部会	6 山形県	農林水産省
1020270	農地を農業農用地域から除外し、乗馬施設へ転用する	農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項、第2項	農用地域からの除外については、市町村が当該地域の整備を必要と認め、かつ、農用地域を除外に代替すべき土地がないこと、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすものでないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等一定の要件を満たすことが必要である。	クラブハウス「ザ・フェザンツ」として活用している施設の周辺にある農地を農業振興地域域から除外し、乗馬施設としての転用を可能とする。また、市街化調整区域内で、厩舎等の乗馬施設運営に必要な建物の設置に際し、開発許可を不要とする。	当NPO法人がクラブハウス「ザ・フェザンツ」を中心として展開してきた事業の中で馬や小動物と関わったホースセラピー事業の反響が大きいのとなっています。また、当該施設は、伊丹市の障害者施設として活用されてきたことがあり、近隣住民の利便性も近いため障害者が集まりやすい場所・宿泊して事業に参加しやすい場所にあります。反響の大きいホースセラピー事業の効果もより高いため当該施設周辺に馬場を設置し、さらなる展開を図ろうとしていくこととした矢先に、農地の転用ができないという問題に直面しました。展開したい農地は、市街化調整区域に指定されている農業農用地域です。単にも5年にも一度の見直し時期があり、現在市域にその農業農用地域から当該地域を除外して欲しい申請をしておりますが、その可能性がどのくらい私たちにわかりません。また、その申請が受け入れられたとしても月日を要します。ホースセラピー事業を展開したい障害者施設では、その申請が受け入れられない限り、転用が不可能または可能であったとしても多大な月日がかかるとは限りません。若き彼らのエネルギーをホースセラピー事業に注ぐためにも、またその事業の展開を待ち望んでいる障害者の団体のためにも、当NPO法人は事業展開を可能にするために、今回の特区申請をするものです。 *対象の土地は市街化調整区域に指定されている農業農用地域（農業振興地域の整備に関する法律）である *対象地は乗馬整備（土地改良法）を平成8年12月15日に終了しているので転用可能な8年を経過している	D		市町村が当該施設の建設を必要と認め、かつ、農用地域から代替すべき土地がないこと、周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼすものでないこと、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること等一定の要件を満たす場合には、農用地域から除外した後当該施設を建設することは可能である。			D				1 1 8 4 0 1 0	NPO三田川グループポルククラブ	28 兵庫県	農林水産省 国土交通省
1020280	C10対応の特例（船内での入国審査等の実施）		1 植物防疫法の規定により、必要と認めるときは、輸入される植物等について、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。 2 家畜伝染病予防法の規定により、輸入される植物等については、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。	【内容】 中国人旅行者の乗降前でのC10手続き可能分野の拡大（船内での入国審査等の実施）	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、乗降前入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州沖線においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、乗降前のC10手続きに苦情が頻りに発生していることがあり、旅行者からのクレームの原因となっています。上記の対応により、入管審査の負担の軽減と旅行代理店からのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	D		植物防疫法、家畜伝染病予防法において、船内での輸入検査は対応可能であり、個別の事業に応じ、具体的な方法について相談いただきたい。 ただし、状況によっては、所要の要員が確保できないこと等により、対応できない場合もあること予めご承知願います。		D				1 1 8 7 0 2 0	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省	
1020290	市街化調整区域内の農用地域内農地へのリサイクルセンターの設置について	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項 農業振興地域の整備に関する法律第13条第3項 農業振興地域の整備に関する法律第36条	① 農用地域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改装若しくは増設）しようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。 ただし、特に公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので農振法第36条に定めるものは、あらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要はない（リサイクルセンターは同条に定められていない）。 ② 農地を農地以外のものとしようとする場合は、都道府県知事の許可（4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければならない。 ただし、特に公益性の高い施設であり用地選定の任意性が少ない場合等で農地法第5条又は第7条に定めるものについては、都道府県知事の許可を受ける必要はない（リサイクルセンターは同条に定められていない）。	市街化調整区域内の農用地域内農地に、地区住民が持ち寄った不要物をリサイクルする施設が設置されるよう、都市計画法第34条、農地法第7条及び農業振興地域の整備に関する法律第36条に明確に規定して欲しい。	松前町中川原地区の約80%を会員とする本NPO法人は、循環型社会の創造と地域の発展を目指し、生活環境の改善に関する事業を実施していますが、その一環として、地区住民が持ち寄った不要物のリサイクルを行う施設（リサイクルセンター）の管理運営も行う予定です。具体的には、地区の各家庭がリサイクルセンターへ持ち込んだ不要物のリサイクル活動により売上の一部は地区に還元し、センターを移転する必要は発生しないとしてリサイクルに取り組みしており、町のごみ減量化に一定の役割を果たしていることと自負しております。現在、リサイクルセンターは良有地（宅地）を借りて設置している農地内農地であるため、設置に困難です。このままでは、地区全体のリサイクル活動が停滞する恐れがあります。そこで、地区としての合意があり、当該地区住民の不要品に順って行うリサイクル活動に必要不可欠な施設について、①市街化調整区域内での開発許可が認められるよう、都市計画法第34条第1項に規定する農用地域内農地の農地転用が認められるよう、農地法第7条に規定する農業農用地域内農地の農地転用が認められるよう、農業振興地域の整備に関する法律第36条に規定して欲しい。	C		農地法第36条、農地法第7条又は第7条においては、用地選定の任意性の乏しい事業の実施に係る行為であって、土地の農業上の利用の確保と他の公益との調整を図る見地から見てやむを得ないと認められるもので、法律に基づいて行われるような公益的行為のみを免除する旨を規定している。リサイクルセンターについては、用地選定の任意性も乏しいとはいえず、法律に基づいて行われるような公益的のものと考えられないため、提案内容を認めることは困難である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	C				1 1 8 9 0 1 0	中川原地区エコプロジェクト	38 愛媛県	農林水産省 国土交通省	
1020300	土地改良法第15条の特例	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	前回提案で、土地改良区の性格から収益的業務が認められなかったが、当市のような中山間地域では農業従事者が多く、担い手の高齢化も進行している中、集落の農村環境を取り巻く状況は悪化している。近年、この打開策として集落法人による持続的な農業経営を通じて農村環境の維持と質的向上とする手法が示されたところである。しかしながら、この集落法人設立には一定の資本金が必要となることや安定的な収入が当面確保できないことなどから若年層を中心とした担い手の確保が困難な状況から、集落法人設立に至るケースはあまり多くないのが実情である。土地改良法はこれまで土地改良事業を通じて、地域内において歴史的・地理的・社会的に精通した知識を保持している地域における人的財源についても濃厚な地域課題にも精通している。しかし、現在ではその役割を担う事業と小規模で経済的に土地改良事業を生業に据えている。また、市町村合併により旧市町村単位で設立していた土地改良区を合併し事務の効率化を図っているが、本来業務を維持するにも経済的困窮により市の補助金である運営費よりかかるように存続を続けている。このままでは、近未来的に今まで培われてきた豊富な知識の伝承が途絶えることになり、地域の農村環境維持を失うことになる。そこで、早急に土地改良区の活用を最大限に限り、持続的な農業経営を可能とする集落法人設立促進のため、過渡的に土地改良区がその任に当たることができることとし、若年層を中心とした担い手の確保を図り集落法人への移行を円滑に行うことのできる体制を早急に確立する必要がある。	C		土地改良区は、事業旅行にあたって当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得た上で、都道府県知事の認可を受けて設立されるものであり、その際、不同意者も含めて当該地区内の事業参加資格者全員が組合員となる強制加入制が採られている。 また、事業実施に必要な費用については、組合員への課金によることを前提としており、事業実施により損失が生じた場合には課金として組合員の負担となるものである。また、課金者に対しては、強制徴収権も付与されているところである。 このように土地改良区は、土地改良事業の性格に基づき強い公共的・権能を持つ法人であることから、その業務範囲は、土地改良事業を適切かつ安定的に実施する観点から、土地改良区の機能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されている。したがって、収益を伴う営業活動を土地改良区が実施することは、土地改良区の性格上、認めることはできない。			C				1 1 9 3 0 4 0	三次市	34 広島県	農林水産省
1020310	農地法第3条第2項第5号及び農地法第3条の4の改正	農地法第3条第2項第5号及び農地法第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50a（知事が別に定める場合はその面積）以上となることが条件となっている。また、この知事が定める別段の面積については、平均経路幅の小さな地域や、耕作放棄地等の多い地域にあっては、10aまで引き下げるということが可能となっている。	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法は、小規模農地の権利移動を制限し、効率的な農業経営のため許可制を採っていることには留意している。 しかし、三次市のように高齢化が進み、担い手不足に悩む中山間地域においては、都市から移住してきた新規就農者等の小規模な農業者であっても、将来においては、地域の担い手となる必要に迫られる大規模な人材である。そうした新規就農者が土地を取得しやすくなるよう一定の要件を満たす地域の取得下限面積要件の廃止を提案する。 また、特定農地貸付法や市民農園整備促進法に基づく貸借も考えられるが、賃借では賃借を定めて定住をさせた人たちの思いは汲み取れない。固定資産税や相続の問題等も継続していただく、農地を取得するという形で就業を実現させていきたい。	C		農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を制限し、公正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を行っている。 一定の地域の新規就農者に限って下限面積要件を廃止し、10a未満の農地の取得を認めることは、常態で非効率な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるので、認めることはできない。			C				1 1 9 3 0 0 0	三次市	34 広島県	農林水産省